

揭示文書一覽(市長分)

令和7年6月27日

種別	番号	題 名	主 管 課
規則	36	姫路市建築基準法施行細則の一部を改正する規則	建築指導課
告示	379	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
告示	380	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
告示	381	姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について	国民健康保険課
告示	382	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
告示	383	認可地縁団体に関する告示事項の変更について	市民活動推進課
告示	384	姫路城縦覧料及び観覧料の徴収事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について	姫路城管理事務所
公告	351	道路の位置の指定について	建築指導課
公告	352	制限付一般競争入札の実施について	高齢者支援課

【 閲覧用 】
持ち帰り厳禁

姫路市規則第 36 号

令和 7 年 6 月 27 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

姫路市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

姫路市建築基準法施行細則（昭和 46 年姫路市規則第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「エレベーター（」の次に「政令第 146 条第 1 項第 1 号に掲げるもののうち、」を加え、「第 6 条第 1 項第 1 号から第 3 号まで」を「第 6 条第 1 項第 1 号又は第 2 号」に改める。

第 7 条第 2 項の表報告の時期の欄中「令和 2 年 7 月から同年 10 月」を「令和 8 年 6 月から同年 12 月」に、「及び令和 2 年」を「及び令和 8 年」に、「7 月から 10 月」を「6 月から 12 月」に、「令和 3 年 7 月から同年 10 月」を「令和 9 年 6 月から同年 12 月」に、「及び令和 3 年」を「及び令和 9 年」に、「令和 4 年 7 月から同年 10 月」を「令和 7 年 7 月から同年 12 月」に、「及び令和 4 年」を「及び令和 7 年」に改め、同条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成 20 年国土交通省告示第 282 号）第 2 の規定により特定行政庁が付加する法第 12 条第 1 項に規定する調査及び同条第 2 項に規定する点検（以下「定期調査等」という。）の項目、方法及び結果の判定基準は、別表のとおりとする。

4 省令第 5 条第 3 項ただし書の規定により特定行政庁が規則で定める調査結果表は、様式第 8 号のとおりとする。

第 8 条第 1 項中「政令 112 条第 20 項」を「政令 112 条第 21 項」に改め、同

条第２項第１号中「交付を受けた日」の次に「（当該検査済証の交付を受けていない場合にあっては、市長が定める日）」を加え、同項第２号中「７月から１０月」を「６月から１２月」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第７条関係）

	(い) 調査項目		(ろ) 調査方法	(は) 判定基準
建築物 の内部	防火設備 （防火扉 、防火シ ャッター その他こ れらに類 するもの に限る。 以下この 表におい て同じ。 ）又は戸 （政令第 １１２条 第１９項 第２号に 掲げる戸 に限る。 以下この 表におい て同じ。 ）	常時閉鎖した 状態にある防 火扉（各階に 設置されてい る主要なもの に限る。以下 この表におい て「常閉防火 扉」という。 ）の取付けの 状況	目視又はこれに類 する方法（以下「 目視等」という。 ）又は触診により 確認する。ただし 、３年以内に実施 した法第１２条第 ３項の規定に基づ く検査又は同条第 ４項の規定に基づ く点検（以下「定 期検査等」という 。）の記録がある 場合にあっては、 当該記録により確 認することで足り る。	取付けが堅固でな いこと。
		人の通行の用 に供する部分 に設ける常閉 防火扉の作動 の状況	扉の閉鎖時間をス トップウォッチ等 により測定し、扉 の質量により運動 エネルギーを確認 するとともに、必 要に応じてプッシ ュプルゲージ等 により閉鎖力を測定 する。ただし、３ 年以内に実施した 点検の記録がある 場合にあっては、 当該記録により確 認することをもつ て足りる。	昭和４８年建設省 告示第２５６３号 第１第１号の規定 に適合しないこと。

	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下この表において「常閉防火設備等」という。）の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況（本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4 建築物の内部（29）に掲げる調査は省略する。）	目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火設備等の劣化、変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況（本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4 建築物の内部（30）に掲げる調査は省略する。）	各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。	各階の主要な常閉防火設備等が閉鎖又は作動しないこと。
	常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況（本調査項目に掲げる調査の実施により、	目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	物品が放置されていること等により常閉防火設備等の閉鎖又は作動に支障があること。

		定期調査告示別表第1の4 建築物の内部（31）に掲げる調査は省略する。）			
		常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況（本調査項目に掲げる調査の実施により、定期調査告示別表第1の4 建築物の内部（32）に掲げる調査は省略する。）		目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸が開放状態に固定されていること。
	居室の採光及び換気	換気設備の作動の状況		各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気設備が作動しないこと。
		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況		目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
避難施設等	階段	特別避難階段	階段室又は付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。

			ては、当該記録により確認することで足りる。	
排煙設備等	防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	可動式防煙壁が作動しないこと。
	排煙設備	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
その他の設備等	非常用エレベーター	昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	排煙設備が作動しないこと。
	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認	非常用の照明装置が作動しないこと。

				することで足りる。 。	
			照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査等の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

様式第 5 号を次のように改める。

様式第 5 号（第 2 条関係）

建築物等概要書											年度 No.	
建物名称							主要用途					
敷地の位置							敷地面積					
建築主 住所氏名		tel					用途地域					
							防火地域					
管理者 住所氏名		tel					建蔽率			最高高さ		
							容積率			最高軒高		
建 築 物 の 概 要	構造	階数	建築面積	延べ面積	指定用途面積			※ 確認日 ・ 番号				
		/				・ ・		・ ・ 第 号				
		/				・ ・		・ ・ 第 号				
		/				・ ・		・ ・ 第 号				
	合計											
	建築 設備 等	機械換気設備	煙感知器連動ダンパーを設けた機械換気設備				有・無		昇 降 機 等	エレベーター		基
		機械排煙設備	排煙機又は送風機を設けた機械排煙設備				有・無			エスカレーター		基
		非常用の 照明装置	蓄電池別置型又は自家用発電装置による 予備電源を設けた非常用の照明装置				有・無			小荷物専用昇降機		基
		防火設備	常時閉鎖式の防火設備				有・無			非常用エレベーター		基
	随時閉鎖又は作動できる防火設備（外壁開口部の防 火設備、防火ダンパーは除く）				有・無							
用 途 別 床 面 積	用途	地階	1 階	2 階	3 階	4 階	5 階	6 階以上	合計			
	合計											
設計者 住所氏名		tel					工事種別		新築・増築・改築・用途変更			
							既存建築物 の確認番号		年 月 日 第 号			
工事監理者 住所氏名		tel					※ 備 考 欄					
							完了予定年月日					
施工者 住所氏名		tel					検査済証番号		年 月 日 第 号			
							次回定期 報告年度		年度	コード		

【注意】

- (1) 複数の建物がある場合は、棟ごとに作成して下さい。
- (2) 建築物が複合用途に供されている場合は、用途欄にはすべての用途を列記してください。
- (3) 該当事項は、○で囲んで下さい。
- (4) 増築、改築又は用途変更の場合は、既存建築物の確認番号を記入して下さい。
- (5) 病院・診療所については、患者の収容施設の有無及びベッド数を記入して下さい。
- (6) ※印欄は、申請者において記入しないで下さい。

様式第 8 号から様式第 1 1 号までを次のように改める。

様式第 8 号（第 7 条関係）

調査結果表							
当該調査 に 関与し た調査者			氏 名		調査者番号		
	代表となる調査者						
		その他の調査者					
番号	調 査 項 目		調査結果			担当 調査 者番 号	
			指 摘 なし	要 是 正			
				既 存 不 適 格			
1	敷地及び地盤						
(1)	地盤	地盤沈下等による不陸、傾斜等の状況					
(2)	敷地	敷地内の排水の状況					
(3)	令第 1 2 8 条に規定する通路（以下「敷地内の通路」という。）	敷地内の通路の確保の状況					
(4)		有効幅員の確保の状況					
(5)		敷地内の通路の支障物の状況					
(6)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の耐震対策の状況					
(7)		組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況					
(9)		擁壁の水抜きパイプの維持保全の状況					
2	建築物の外部						
(1)	基礎	基礎の沈下等の状況					
(2)		基礎の劣化及び損傷の状況					
(3)	土台（木造に限る。）	土台の沈下等の状況					
(4)		土台の劣化及び損傷の状況					

(5)	外壁	躯体等	外壁、軒裏及び外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の防火対策の状況					
(6)			木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況					
(11)			外装仕上げ材等	タイル、石貼り等（乾式工法によるものを除く。）、モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(12)		乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況						
(13)		金属系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況						
(14)		コンクリート系パネル（帳壁を含む。）の劣化及び損傷の状況						
(15)		窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況					
(16)			はめ殺し窓のガラスの固定の状況					
(17)		外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況					
(18)			支持部分等の劣化及び損傷の状況					
3		屋上及び屋根						
(1)		屋上面		屋上面の劣化及び損傷の状況				
(2)		屋上周り（屋上面を除く。）		パラペットの立ち上り面の劣化及び損傷の状況				
(3)				笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況				
(4)	金属笠木の劣化及び損傷の状況							

(5)			排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況				
(6)	屋根		屋根の防火対策の状況				
(7)			屋根の劣化及び損傷の状況				
(8)	機器及び工作物（冷却塔設備、広告塔等）		機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況				
(9)			支持部分等の劣化及び損傷の状況				
4	建築物の内部						
(1)	防火区画	令第112条第11項から第13項までに規定する区画の状況					
(2)		令第112条第1項、第4項、第5項又は第7項から第10項までの各項に規定する区画の状況					
(3)		令第112条第18項に規定する区画の状況					
(4)		防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の処置の状況				
(5)			令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況				
(11)		耐火構造の壁	準耐火性能等の確保の				

		又は準耐火構造の壁（防火区画を構成する壁に限る。）	状況				
(12)			部材の劣化及び損傷の状況				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況				
(14)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(15)		令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁	令第114条に規定する界壁、間仕切壁及び隔壁の状況				
(16)		令第128条の5各項に規定する建築物の壁の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(17)	床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)			鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(20)		耐火構造の床又は準耐火構造の床（防火区画を構成する床に限る。）	準耐火性能等の確保の状況				
(21)			部材の劣化及び損傷の状況				
(22)			給水管、配電管その他の管又は風道の区画貫通部の充填等の処理の状況				
(23)	天井	令第128条の5各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの維持保全の状況				
(24)			室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況				
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化及び損傷の状況				
(26)	防火設備（防火扉、防火シャッター		区画に対応した防火設備又は戸の設置の状況				
(27)	その他これらに類するものに限る。）又は戸（令第112条第19項第2号に掲げる戸に		居室から地上へ通じる主たる廊下、階段その他の通路に設置された防火設備又は戸におけるくぐり戸の設置の状				

	限る。)	況				
(28)		防火扉又は戸の開放方向				
(29)		常時閉鎖した状態にある防火扉（以下「常閉防火扉」という。）の取付けの状況				
(30)		人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況				
(31)		常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況				
(32)		各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況				
(33)		常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況				
(34)		常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況				
(35)	照明器具、懸垂物等	照明器具、懸垂物等の落下防止対策の状況				
(36)	警報設備	警報設備の設置の状況				
(37)		警報設備の劣化及び損傷の状況				
(38)	令和6年国土交通省告示第284号	スプリンクラー設備の設置の状況				
(39)	第1第1号又は第2号ニに規定するスプリンクラー設備	スプリンクラー設備の劣化及び損傷の状況				
(40)	居室の採光及び換気	採光のための開口部の面積の確保の状況				
(41)		採光の妨げとなる物品の放置の状況				
(42)		換気のための開口部の面積の確保の状況				
(43)		換気設備の設置の状況				
(44)		換気設備の作動の状況				

(45)		各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況				
(46)	石綿等を添加した 建築材料	吹付け石綿及び吹付けロックウールでその含有する石綿の重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるもの（以下「吹付け石綿等」という。）の使用の状況				
(47)		吹付け石綿等の劣化の状況				
(48)		除去又は囲い込み若しくは封じ込めによる飛散防止措置の実施の状況				
(49)		囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況				
5	避難施設等					
(1)	令第120条第2項に規定する通路	令第120条第2項に規定する通路の確保の状況				
(2)	廊下	幅の確保の状況				
(3)		物品の放置の状況				
(4)	出入口	出入口の確保の状況				
(5)		物品の放置の状況				
(6)	屋上広場	屋上広場の確保の状況				
(7)	避難上有効なバルコニー	避難上有効なバルコニーの確保の状況				
(8)		手すり等の劣化及び損傷の状況				
(9)		物品の放置の状況				
(10)		避難器具の操作性の確保の状況				
(11)	階段	直通階段の設置の状況				
(12)		幅の確保の状況				
(13)		手すりの設置の状況				
(14)		物品の放置の状況				
(15)		階段各部の劣化及び損傷の状況				
(16)		屋内に設けられた避難階段	階段室の構造の状況			
(17)		屋外に設けら	屋内と階段との間の防			

		れた避難階段	火区画の確保の状況				
(18)			開放性の確保の状況				
(19)		特別避難階段	令第123条第3項第1号に規定するバルコニー又は付室（以下単に「付室」という。）の構造及び面積の確保の状況				
(20)			階段室又は付室（以下「付室等」という。）の排煙設備の設置の状況				
(21)			付室等の排煙設備の作動の状況				
(22)			付室等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(23)			物品の放置の状況				
(24)	排煙設備等	防煙壁	防煙区画の設置の状況				
(25)			防煙壁の劣化及び損傷の状況				
(26)			可動式防煙壁の作動の状況				
(27)		排煙設備	排煙設備の設置の状況				
(28)			排煙設備の作動の状況				
(29)			排煙口の維持保全の状況				
(30)	その他の設備等	非常用の進入口等	非常用の進入口等の設置の状況				
(31)			非常用の進入口等の維持保全の状況				
(32)		非常用エレベーター	令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビー（以下「乗降ロビー」という。）の構造及び面積の確保の状況				
(33)			昇降路又は乗降ロビー（以下「乗降ロビー等」という。）の排煙設備の設置の状況				
(34)			乗降ロビー等の排煙設備の作動の状況				
(35)			乗降ロビー等の外気に向かって開くことができる窓の状況				
(36)			物品の放置の状況				
(37)		非常用の照明	非常用の照明装置の設				

(注意)				
①	この書類は、建築物ごとに作成してください。			
②	記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入して添えてください。			
③	「当該調査に関与した調査者」欄は、建築基準法施行規則別記第36号の2様式第一面3欄に記入した調査者について記入し、「調査者番号」欄に調査者を特定できる番号、記号等を記入してください。当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、その他の調査者欄は記入不要です。			
④	該当しない調査項目がある場合は、その「調査結果」欄及び「担当調査者番号」欄に「－」を記入してください。			
⑤	「調査結果」欄は、平成20年国土交通省告示第282号（以下「定期調査告示」という。）別表第1（い）欄に掲げる各調査項目及び定期調査告示第2の規定により特定行政庁が付加した調査項目（い）欄に掲げる調査項目ごとに記入してください。			
⑥	「調査結果」欄のうち「要是正」欄は、定期調査告示別表第1（い）欄に掲げる調査項目及び定期調査告示第2の規定により特定行政庁が付加した調査項目（い）欄に掲げる調査項目について（は）欄に掲げる判定基準に該当する場合に○印を記入してください。			
⑦	「調査結果」欄のうち「指摘なし」欄は、⑥に該当しない場合に○印を記入してください。			
⑧	「既存不適格」欄は、「要是正」欄に○印を記入した場合で、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けているものであることが確認されたときは、○印を記入してください。			
⑨	「担当調査者番号」欄は、「調査に関与した調査者」欄で記入した番号、記号等を記入してください。ただし、当該建築物の調査を行った調査者が1人の場合は、記入不要です。			
⑩	7「上記以外の調査項目」欄は、定期調査告示第2の規定により特定行政庁が調査項目等を付加している場合に、当該調査項目等を追加し、⑤から⑨までに準じて調査結果等を記入してください。			
⑪	「その他特記事項」は、建築基準法第12条第3項の規定による検査を要する随時閉鎖又は作動ができる防火設備（防火ダンパーを除く。）の設置の有無を確認し、該当するチェックボックスに「レ」マークを入れてください。「有」の場合は、当該防火設備が設置されている階を記入してください。			
⑫	「特記事項」は、調査の結果、要是正の指摘があった場合のほか、指摘がない場合にあっても特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容等」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、改善済みの場合及び改善策が明らかになっている場合は「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、改善した場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を記入し、改善予定年月が明らかになっている場合は「改善（予定）年月」欄に当該年月を（ ）書きで記入してください。			

⑬	配置図及び各階平面図を添付し、防火区画、指摘(特記すべき事項を含む)のあった箇所及び撮影した写真の位置等を明記してください。
⑭	要是正とされた調査項目(既存不適格の場合を除く。)については、要是正とされた部分を撮影した写真を定期調査告示別添2の様式に従い添付してください。
⑮	4「建築物の内部」欄の番号(29)から(34)までの調査項目において、常閉防火扉にあっては、各階の主要なものを調査対象としてください。

様式第9号から様式第11号まで 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

(令和7年の報告の特例)

- 2 令和7年の報告に限り、この規則の施行による改正後の第8条第2項第2号の適用については、同号中「6月」とあるのは「7月」とする。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

姫路市告示第 379号

令和 7年 6月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市延末283番地1

井上 かおり

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市告示第 380号

令和 7年 6月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているので、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市北条252番地12

市営北条住宅6棟13号

吉田 良一

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市告示第 381号

令和 7年 6月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市国民健康保険料の滞納処分に係る差押調書（謄本）の公示送達について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用される地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、下記書類を保管しているため、いつでもその送達を受けるべき者に交付します。

記

1 送達を受けるべき者の最終確認住所及び氏名

姫路市土山七丁目9番19号

サンスーシ 206号

久米 勇輝

2 送達すべき書類

姫路市国民健康保険料滞納処分に係る差押調書（謄本）

姫路市告示第 382号

令和 7年 6月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 町坪自治会

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者の住所	姫路市町坪138番地1	姫路市町坪454番地	令和7年4月1日
代表者の氏名	中野 修次	早川 眞二	

姫路市告示第 383号

令和 7年 6月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

認可地縁団体に関する告示事項の変更について

下記の認可地縁団体から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により告示する。

記

- 1 団体名並びに変更があった事項及びその内容
別紙のとおり
- 2 変更認可年月日
別紙のとおり

(別 紙)

1 青葉台自治会

変更事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
名称	香寺町青葉台自治会	青葉台自治会	令和7年6月16日

姫路市告示第 384 号

令和 7 年 6 月 27 日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路城縦覧料及び観覧料の徴収事務に係る指定公金事務取扱者の指定及び委託について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、姫路城縦覧料及び観覧料の徴収事務について下記のとおり公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該者に公金事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

記

- 1 指定公金事務取扱者の名称
姫路ホテルマネジメント株式会社
- 2 指定公金事務取扱者の住所又は事務所の所在地
姫路市南駅前町 100 番
- 3 指定公金事務取扱者に指定した日
令和 7 年（2025 年）4 月 1 日
- 4 指定公金事務取扱者に指定した期間及び委託期間
令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで
- 5 指定公金事務取扱者が取り扱うことができる歳入等の種類
姫路城縦覧料及び観覧料

姫路市公告第 351号
令和 7年 6月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

道路の位置の指定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告する。

記

指定道路の種類	指定番号	指定年月日	指 定 道 路 の 位 置	幅員	延長
法第42条第1項第5号	6-12	令和7年 (2025) 6月26日	姫路市井ノ口字寺ノ前55番4、55番4地先水路	m	m
				① 6.01	① 6.01
				② 4.01	② 27.60
				③ 5.01	③ 6.02

姫路市公告第 352号
令和 7年 6月27日

姫路市長 清 元 秀 泰

制限付一般競争入札の実施について

見守り安心サポート事業業務委託について制限付一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき下記のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の適用を受けるものである。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

見守り安心サポート事業業務委託

(2) 概要

在宅のひとり暮らし高齢者等が安心して日常生活を送れるよう緊急通報機器の貸与及びコールセンター業務を行う。

(3) 入札日時

令和7年（2025年）7月25日（金） 15時30分

(4) 入札場所

姫路市役所 入札室（東館1階）

(5) 担当課

姫路市健康福祉局長寿社会支援部高齢者支援課 （電話：079-221-2306）

2 入札に参加できる者

次の条件を全て満たす業者とする。

(1) 姫路市入札参加資格制限基準（平成25年3月25日制定）に該当しない法人

(2) 公告の日の時点で姫路市登録業者指名停止等措置要綱（昭和62年6月25日制定）に基づく指名停止を受けていない者及び指名停止の措置要件に該当しない者

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における更生手続開始の申立てを含む。）がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 姫路市税を課されている者にあつては、市税に滞納がない法人（地方税法（昭和25年法律第226号））
- (5) 消費税及び地方消費税並びに法人税に滞納がない者
- (6) 他の入札参加申込者の協力会社等として重複参加していない者
- (7) 競争入札の参加資格等について（平成23年姫路市告示第408号。以下「告示第408号」という。）第5項の規定により業者登録名簿（以下「業者登録名簿」という。）に登録された者で、かつ、業種「事務委託」詳細業種「その他」に登録されている者
- (8) 高齢者が使用できる緊急通報機器を貸与し、かつ緊急通報の受信センターに専門的知識を有するオペレーターを24時間体制で配置するサービスを提供している、または令和2年4月1日以降に同サービスの受託実績が確認できる者
- (9) 姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）第3条各号のいずれにも該当しない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加申込受付期間

公告の日から令和7年7月17日（木）（姫路市の休日を定める条例（平成2年姫路市条例第15号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）の間の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札参加申込方法

高齢者支援課に事前に電話にて連絡の上、入札参加申込書を記入し持参又は電子メールを送付した上で原本を郵送で高齢者支援課まで送付すること。入札参加申込書は市ホームページ（<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000031154.html>）よりダウンロードすること。

入札参加申込書と併せて、第2項第8号を証明する書類（サービス内容を掲載しているカタログ又は契約書写しなど）を提出すること。

提出された書類（入札参加申込書、第2項第8号を証明する書類）を基に受付後2日（本市の休日を除く。）以内に参加資格の審査を行い、その結果を入札参加者決定通知書により通知する。

また、落札事業者は入札日から契約日までに第2項第4号及び5号を証明する書類（納税証明書）を提出すること。

(3) 仕様書等に関する質問

参加申込みを行った者は仕様書等に関する質問を行うことができる。質問は所定の様式に記入し、令和7年7月22日（火）正午までに電子メールで提出すること。質問に対する回答については、令和7年7月23日（水）に市ホームページに掲載する。

(4) 入札参加申込みに当たっての注意

ア 入札参加申込書の記載に当たっては、必ず本市の業者登録を行っている業者名、住所等を記入し、登録している印を押印すること。登録と相違がある場合は、失格となる。

イ 入札後において、入札参加資格がないことが判明した場合は失格とし、その者が落札者である場合は、次点を繰り上げる。

ウ 詳細な注意事項、場所等については、参加申込時に説明書を交付するので、そちらを参照すること。

4 入札の無効について

次の入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 不正行為によってなされたと認められる入札
- (5) 金額記入のない、又は明確でない入札書及び入札金額に訂正のある入札書による入札
- (6) 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札

5 入札保証金について

入札保証金については、免除する。

6 その他

(1) 使用する言語・通貨について

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 業者登録申請の受付について

特定政令第2条第2項に規定する欧州連合等の供給者で当該入札に参加しようとする者は、入札参加資格審査申請日までに告示第408号第4項ただし書に定める業者登録申請を行い、入札日の前日までに業者登録名簿に登録

されなければならない。

- (3) 本市は、令和7年度（2025年度）以降において、この契約に係る本市の予算の減額又は削除があったときは、この契約を変更し、又は解除することができる。
- (4) 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除した場合において、受注者に損害があるときは、受注者は、その賠償を本市に請求することができる。この場合における賠償額は、協議の上定めるものとする。
- (5) 入札書に記入する金額については、別紙の「入札説明書」を参考にすること。

見守り安心サポート事業業務委託 入札説明書

1 日 時 令和7年 7月25日（金） 15時30分

2 場 所 姫路市役所 入札室（東館1階）
※待合場所：東館1階入札室待合室

3 注意事項

- (1) 入札時間は厳守してください。時間に遅れると入札に参加できません。
- (2) 再度入札（(8)参照）を行うことがありますので、再度入札ができる者が入札に参加してください。
- (3) 入札を辞退するときは、事前に事由を記載した辞退届（指定様式）を高齢者支援課長まで提出してください。
- (4) 次の入札は無効となります。
 - ア 入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
 - イ 入札書が所定の日時までに提出されない入札
 - ウ 同一事項の入札について、他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
 - エ 不正行為によってなされたと認められる入札
 - オ 金額記入のない、又は明確でない入札書、及び入札金額に訂正のある入札書による入札
 - カ 入札者の住所（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載及び入札者の押印のない、又は明確でない入札書（代理人が入札する場合は、委任者の住所・氏名並びに代理人の氏名の記載及び押印のない、又は明確でない入札書）による入札
- (5) 入札者は、入札書別紙内訳書にて計算した1ヶ月当たりの金額（消費税及び地方消費税を除く）を入札書に記入してください。
- (6) 入札室へは職員が案内しますので、順に入室していただきます。入室の際、件名及び業者名を記入した封筒に入札書を入れ（委任のある場合は委任状を入札書と同封）、密封のうえ入札箱に、投函してください。その後、指示された場所に着席してください。
入札執行者が参加者を確認し、入札開始を宣言します。
- (7) 入札執行者が開札開始と告げます。
入札執行者が業者名及び入札金額を読み上げ、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者と決定します。
落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。このくじ引きを辞退することはできません。
- (8) 開札の結果、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行います。
再度入札の回数は2回までとし、再度入札の結果、落札者がいないときは随意契約（見積）に切り替えます。
再度入札に参加できる者は、前回の入札において有効な入札をした者としします。
再度入札における入札者の記載金額は、前回の入札においての最低の価格より低い金額としします。最低の価格以上の金額を記載した入札書を入札した業者は、失格としします。
- (9) 落札者は、契約の締結までに、姫路市が行う建設工事等の契約からの暴力団排除に関する要綱（平成25年4月1日制定）に定める暴力団排除に関する誓約書を市長に提出してください。
- (10) 必ず入札書に使用した印鑑を持参してください。
- (11) 仕様書の内容等について質問がある場合は、7月22日（火）12時までに、別途様式により

電子メールで提出してください。締め切り以降の質問は受け付けません。質問の回答は7月23日（水）に市ホームページにて掲載予定です。

(12) 入札書別紙内訳書記載の1台あたりの単価を契約単価として契約します。

【連絡先】 高齢者支援課 担当：妻鹿、濱田

TEL：079-221-2306

MAIL：chojushakai@city.himeji.lg.jp